

# 平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査

厚生労働省大臣官房統計情報部

厚生労働省は、正社員と正社員以外の労働者それぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進などに資することを目的に「就業形態の多様化に関する総合実態調査」を実施しています。初回は昭和62年で、以後、平成6年、11年、15年、19年に実施し、今回が6回目です。本誌では、事業所調査の主な結果を紹介します。(編集部)

## 1. 調査対象

(1) 事業所調査 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所から無作為に抽出した事業所

(2) 個人調査 事業所調査の調査対象事業所において就業している労働者のうちから、就業形態別に無作為に抽出した労働者

## 2. 調査対象数、有効回答数、有効回答率

### (1) 事業所調査

調査対象数 16, 886 事業所  
有効回答数 10, 414 事業所  
有効回答率 61・7%

### (2) 個人調査

調査対象数 51, 152 人  
有効回答数 33, 087 人  
有効回答率 64・7%

## 3. 調査の対象期間・実施期間

平成22年10月1日現在の状況について事業所調査は9月24日から10月15日まで、個人調査は10月8日から11月30日までの間に調査を実施

## 4. 調査事項

**事業所調査**  
事業所の属性に関する事項、3年前と比較した正社員以外の労働者比率の変化、比率が上昇した就業形態、正社員以外の労働者比率の変化の予測、今後上昇すると思われる就業形態、正社員以外の労働者を活用する理由、正社員以外の労働者の活用上の問題点、就業形態別各種制度の適用状況

## 5. 主な用語の定義

### (1) 労働者

この調査では、調査対象事業所で雇用されている者のほか、派遣労働者や出向社員を含む者をいう（派遣労働者は派遣元事業所から派遣されてきている者、出向社員は他の事業所から出向してきている者とする）。なお、請負労働者は含まない。

### (2) 就業形態

この調査では、労働者を以下の8つの就業形態に区分している。

また、「契約社員」、「嘱託社員」、「出向社員」、「派遣労働者」、「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」を合わせて「正社員以外の労働者」という。

**ア 正社員** 雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいう。

**イ 契約社員** 特定職種（注）に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者をいう。

（注）契約社員における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいう。

※ 定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」とする。

※ 「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」に該当する場合は「嘱託社員」とする。

**ウ 嘱託社員** 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者をいう。

**エ 出向社員** 他企業より出向契約に基づき出向してきている者をいう。出向元に籍を置いていないかどうかは問わない。

**オ 派遣労働者** 「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている者をいう。

**カ 臨時的雇用者** 臨時的にまたは日々雇用している労働者で、雇用期間が1カ月以内の者をいう。

**キ パートタイム労働者** 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1カ月を超えるか、又は定めがない者をいう。

**ク その他** ア〜キ以外の労働者で雇用している者（正社員と1日の所定労働時間と1週間の所定労働日数がほぼ同じで、パートタイム労働者その他これに類する名称で呼ばれる者を含む）。

## 6. 調査結果の概要

### (1) 正社員と正社員以外の労働者の有無

平成22年10月1日現在で、正社員、正社員以外の労働者別に労働者がいる事業所の割合

をみると、「正社員がいる事業所」は94.2%（平成19年調査（以下「前回」という）94.4%）となっており、「正社員以外の労働者がいる事業所」は77.7%（前回77.2%）となっている。

また、「正社員と正社員以外の労働者の両方がいる事業所」は71.9%（前回71.6%）となっている（表1）。

### (2) 正社員以外の労働者がいる事業所

正社員以外の労働者がいる事業所の割合を就業形態別にみると、パートタイム労働者がいる事業所が57.0%（前回59.0%）と最も高い割合となっており、次いで嘱託社員が15.3%（前回12.9%）、契約社員が13.8%（前回10.9%）、派遣労働者が9.5%（前回11.6%）の順となっている。

前回調査と比較してみると、派遣労働者がいる事業所の割合が低下する一方、契約社員、嘱託社員がいる事業所の割合は上昇している。

産業別にみると、パートタイム労働者がいる事業所はおおむねどの産業でも高い割合となっているが、なかでも宿泊業、飲食サービス業では86.0%と最も高い割合となっている。それ以外の就業形態をみると、嘱託社員では電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業で高く、契約社員では教育、学習支援業、情報通信業で、派遣労働者では情報通信

表1 正社員・正社員以外別就労状況（事業所割合）

（単位：％）

産業・事業所規模	全事業所		正社員がいる事業所	正社員以外の事業所 (正社員以外の労働者がいない)	正社員と正社員以外の労働者の両方がいる事業所	正社員がいない事業所（正社員以外のみ）	（再掲）
							正社員以外の労働者がいる事業所
総数	100.0	100.0	94.2	22.3	71.9	5.8	77.7
前回〔平成19年〕	[100.0]	[100.0]	[94.4]	[22.8]	[71.6]	[5.6]	[77.2]
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	(0.1)	100.0	99.3	40.3	59.0	0.7	59.7
建設業	(9.9)	100.0	99.0	50.4	48.6	1.0	49.6
製造業	(13.2)	100.0	98.1	25.2	72.9	1.9	74.8
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.1)	100.0	99.0	25.1	73.9	1.0	74.9
情報通信業	(1.9)	100.0	99.6	37.2	62.3	0.4	62.8
運輸業、郵便業	(4.5)	100.0	99.4	26.2	73.2	0.6	73.8
卸売業、小売業	(27.9)	100.0	92.2	19.1	73.1	7.8	80.9
金融業、保険業	(2.8)	100.0	99.1	19.5	79.6	0.9	80.5
不動産業、物品賃貸業	(2.2)	100.0	95.6	23.8	71.8	4.4	76.2
学術研究、専門・技術サービス業	(3.0)	100.0	99.9	39.9	60.0	0.1	60.1
宿泊業、飲食サービス業	(11.1)	100.0	82.7	4.8	77.9	17.3	95.2
生活関連サービス業、娯楽業	(4.9)	100.0	91.6	19.4	72.2	8.4	80.6
教育、学習支援業	(2.6)	100.0	92.0	14.6	77.4	8.0	85.4
医療、福祉	(9.1)	100.0	95.5	13.9	81.6	4.5	86.1
複合サービス事業	(1.4)	100.0	99.7	8.1	91.6	0.3	91.9
サービス業（他に分類されないもの）	(5.3)	100.0	96.6	21.8	74.7	3.3	78.1
事業所規模							
1,000人以上	(0.1)	100.0	100.0	0.8	99.2	—	99.2
500～999人	(0.2)	100.0	99.9	1.3	98.6	0.1	98.7
300～499人	(0.3)	100.0	99.9	1.4	98.6	0.1	98.6
100～299人	(2.5)	100.0	99.6	4.7	94.9	0.4	95.3
50～99人	(6.5)	100.0	99.4	5.5	93.9	0.6	94.5
30～49人	(6.0)	100.0	99.0	10.4	88.6	0.9	89.5
5～29人	(84.4)	100.0	93.2	25.1	68.2	6.8	74.9

注：（ ）は、総数を100とした産業、事業所規模ごとの割合である。

表2 就業形態別就労状況（事業所割合）

（単位：％）

産業・事業所規模	全事業所	正社員がいる事業所	正社員以外の労働者がいる事業所	就業形態（複数回答）						
				契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
総数	100.0	94.2	77.7	13.8	15.3	5.5	9.5	2.4	57.0	16.6
前回〔平成19年〕	[100.0]	[94.4]	[77.2]	[10.9]	[12.9]	[5.1]	[11.6]	[2.3]	[59.0]	[13.9]
産業										
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	99.3	59.7	10.4	25.6	7.0	5.6	3.7	25.5	11.9
建設業	100.0	99.0	49.6	11.3	12.2	3.1	7.8	3.7	22.0	10.7
製造業	100.0	98.1	74.8	9.8	21.8	8.1	14.1	2.8	53.1	19.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.0	74.9	11.7	41.6	18.9	25.6	0.7	27.8	16.7
情報通信業	100.0	99.6	62.8	28.5	16.5	14.8	27.4	1.3	20.5	10.9
運輸業、郵便業	100.0	99.4	73.8	19.4	32.7	11.1	13.6	3.0	36.3	12.5
卸売業、小売業	100.0	92.2	80.9	14.7	14.6	4.2	7.1	1.6	62.9	15.2
金融業、保険業	100.0	99.1	80.5	15.8	19.9	8.2	26.7	0.1	48.4	12.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	95.6	76.2	13.0	21.1	9.5	10.8	0.9	47.1	18.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	99.9	60.1	14.2	13.8	6.6	13.2	1.4	37.4	9.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	82.7	95.2	7.9	4.2	1.4	3.1	3.2	86.0	19.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	91.6	80.6	17.5	9.7	6.2	7.1	3.8	59.7	18.3
教育、学習支援業	100.0	92.0	85.4	30.1	13.7	1.9	9.8	2.7	71.1	16.3
医療、福祉	100.0	95.5	86.1	12.6	10.2	3.5	8.8	0.9	78.1	22.3
複合サービス事業	100.0	99.7	91.9	21.2	15.9	3.1	4.5	3.2	59.7	42.0
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	96.6	78.1	13.9	26.0	11.6	9.5	3.5	45.1	16.7
事業所規模										
1,000人以上	100.0	100.0	99.2	59.1	85.0	57.6	71.6	5.8	61.0	47.8
500～999人	100.0	99.9	98.7	50.1	73.8	48.7	60.7	5.2	68.1	37.7
300～499人	100.0	99.9	98.6	45.8	67.0	36.2	52.7	4.4	71.7	38.9
100～299人	100.0	99.6	95.3	35.1	54.3	24.0	37.3	3.8	68.8	30.8
50～99人	100.0	99.4	94.5	28.4	40.1	13.9	24.5	2.9	69.5	25.7
30～49人	100.0	99.0	89.5	21.5	31.1	8.9	13.9	1.9	62.9	23.4
5～29人	100.0	93.2	74.9	11.3	10.7	3.8	6.9	2.3	55.2	14.8

業、金融業、保険業で高くなっている（表2）。

（3）就業形態別労働者の割合

就業形態別に労働者の割合をみると、正社員が61・3%（前回62・2%）、正社員以外の労働者が38・7%（前回37・8%）となっている。正社員以外の労働者では、パートタイム労働者が22・9%（前回22・5%）、契約社員が3・5%（前回2・8%）、派遣労働者が3・0%（前回4・7%）となっている。

前回調査と比較してみると、派遣労働者の割合が低下する一方、契約社員、嘱託社員の割合は上昇している。

男女別には、男では正社員が75・3%（前回76・0%）、パートタイム労働者が10・3%（前回10・2%）、嘱託社員3・2%（前回2・3%）、契約社員3・1%（前回2・3%）などとなっているのに対し、女では正社員が41・9%（前回42・6%）、パートタイム労働者が40・5%（前回40・0%）、契約社員が4・0%（前回3・6%）、派遣労働者が4・0%（前回5・8%）などと正社員とパートタイム労働者の割合がほぼ同じとなっている。

さらに、就業形態ごとの男女の割合をみると、出向社員、嘱託社員、正社員では男が、パートタイム労働者では女が7割を超えている。

産業別には、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、卸売業、小売業では正社員以外の労働者の割合が正社員に比べて高い割合となっており、パートタイム労働者では宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業で、派遣労働者では情報通信業で、契約社員では教育、学習支援業で、それぞれの産業に比べて高い割合となっている（表3）。

（4）正社員以外の労働者を活用する理由

正社員以外の労働者がいる事業所について、正社員以外の労働者の活用理由（複数回答）をみると、「賃金の節約のため」が43・8%（前回40・8%）と最も高い割合となっており、次いで「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」33・9%（前回31・8%）、「賃金以外の労務コストの節約のため」27・4%（前回21・1%）の順となっている。また、前回調査（複数回答3つまでの回答を集計）と比較すると「正社員を確保できないため」とする事業所の割合が低下しているのに対し、「賃金以外の労務コストの節約のため」、「正社員の育児・介護休業対策の代替のため」、「高齢者の再雇用対策のため」とする事業所の割合は上昇している。

就業形態別にみると、契約社員では「専門的業務に対応するため」が41・7%（前回43・6%）と最も高い割合となっており、次

いで「即戦力・能力のある人材を確保するため」37・3%（前回38・3%）、「賃金の節約のため」30・2%（前回28・3%）の順となっている。派遣労働者では「即戦力・能力のある人材を確保するため」が30・6%（前回35・2%）、「専門的業務に対応するため」が27・0%（前回20・2%）、「景気変動に応じて雇用量を調整するため」が24・7%（前回25・7%）などとなっている。パートタイム労働者では「賃金の節約のため」が47・2%（前回41・1%）、「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」が41・2%（前回37・2%）、「賃金以外の労務コストの節約のため」が30・8%（前回21・3%）などとなっている。

また、前回調査と比較すると、契約社員では「正社員を重要業務に特化させるため」、「高齢者の再雇用対策のため」とする事業所の割合が上昇、派遣労働者では「正社員を確保できないため」とする事業所の割合が低下、「専門的業務に対応するため」とする事業所の割合が上昇、パートタイム労働者では「賃金以外の労務コストの節約のため」、「賃金の節約のため」、「景気変動に応じて雇用量を調整するため」とする事業所の割合が上昇している（表4）。

表3 就業形態別就労状況（労働者割合）

(単位：%)

産業・事業所規模	総数		正社員	正社員以外の労働者	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
総数	(100.0)	100.0	61.3	38.7	3.5	2.4	1.5	3.0	0.7	22.9	4.7
前回 [平成19年]	[100.0]		[62.2]	[37.8]	[2.8]	[1.8]	[1.2]	[4.7]	[0.6]	[22.5]	[4.3]
産 業											
鉱業、採石業、砂利採取業	(0.1)	100.0	83.9	16.1	2.6	4.2	1.9	1.0	0.5	3.4	2.3
建設業	(6.3)	100.0	84.8	15.2	3.2	2.1	1.2	1.9	0.7	3.0	3.1
製造業	(21.3)	100.0	72.7	27.3	2.2	2.6	1.7	4.9	0.4	10.5	5.1
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.4)	100.0	91.7	8.3	0.8	2.1	1.5	1.4	0.0	1.5	1.0
情報通信業	(3.5)	100.0	77.3	22.7	3.9	1.3	3.0	8.5	0.3	3.9	1.7
運輸業、郵便業	(6.7)	100.0	70.0	30.0	3.8	5.5	2.0	3.7	1.5	10.1	3.6
卸売業、小売業	(21.1)	100.0	49.0	51.0	3.0	1.6	0.9	1.8	0.6	38.6	4.5
金融業、保険業	(3.5)	100.0	71.4	28.6	2.5	2.8	6.8	5.6	0.1	8.9	1.9
不動産業、物品賃貸業	(1.5)	100.0	61.5	38.5	4.0	4.5	3.0	2.3	0.2	19.2	5.3
学術研究、専門・技術サービス業	(2.7)	100.0	77.6	22.4	4.3	2.3	3.6	4.1	0.3	6.0	1.8
宿泊業、飲食サービス業	(7.8)	100.0	27.3	72.7	1.9	0.7	0.2	0.6	1.6	60.0	7.6
生活関連サービス業、娯楽業	(3.8)	100.0	45.4	54.6	4.9	1.8	0.9	1.4	2.4	36.8	6.4
教育、学習支援業	(3.1)	100.0	56.5	43.5	9.7	1.8	0.4	1.7	1.7	23.1	5.1
医療、福祉	(9.9)	100.0	66.8	33.2	3.6	1.5	0.5	1.1	0.3	21.5	4.8
複合サービス事業	(1.4)	100.0	71.6	28.4	4.3	2.0	0.3	0.4	0.7	11.3	9.4
サービス業(他に分類されないもの)	(6.7)	100.0	51.6	48.4	6.4	4.7	2.5	4.0	0.7	24.3	5.7
事業所規模											
1,000人以上	(5.5)	100.0	74.5	25.5	4.1	2.3	2.0	5.1	0.3	7.7	3.9
500～999人	(6.0)	100.0	66.8	33.2	4.3	2.3	1.7	6.5	0.4	13.2	4.7
300～499人	(4.7)	100.0	62.8	37.2	4.7	3.0	1.6	5.0	0.4	17.8	4.8
100～299人	(16.4)	100.0	62.1	37.9	4.3	3.2	1.6	3.8	0.6	19.9	4.6
50～99人	(18.1)	100.0	57.7	42.3	4.0	2.9	1.7	3.3	1.2	24.8	4.4
30～49人	(8.7)	100.0	60.1	39.9	3.2	2.8	1.2	2.2	0.5	24.9	5.0
5～29人	(40.7)	100.0	60.1	39.9	2.6	1.6	1.4	1.6	0.8	27.0	4.9

注：( ) は、総数を100とした産業、事業所規模ごとの割合である。

表4 正社員以外の労働者を活用する理由（事業所割合）

(複数回答(平成19年は複数回答3つまで)、(単位：%)

就業形態	正社員以外の労働者がいる事業所	正社員を確保できないため	正社員を重要業務に特化させるため	専門的業務に対応するため	即戦力・能力のある人材を確保するため	景気変動に応じて雇用量を調整するため	長い営業(操業)時間に対応するため	1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため	臨時・季節的業務量の変化に対応するため	賃金の節約のため	賃金以外の労務コストの節約のため	高齢者の再雇用対策のため	正社員の育児・介護休業対策の代替のため	その他
平成22年														
正社員以外の労働者がいる	100.0	17.8	17.3	23.9	24.4	22.9	20.2	33.9	19.1	43.8	27.4	22.9	6.7	8.1
契約社員	100.0	17.1	15.1	41.7	37.3	15.0	7.3	9.1	7.5	30.2	13.0	14.6	5.1	4.6
嘱託社員	100.0	7.8	3.9	28.5	31.9	3.5	3.2	2.2	2.4	17.8	4.9	75.9	0.9	2.1
出向社員	100.0	16.1	4.2	46.7	46.8	2.5	0.5	3.5	1.9	4.6	2.7	4.2	0.3	21.6
派遣労働者	100.0	20.6	16.1	27.0	30.6	24.7	6.3	9.5	17.4	18.7	16.2	3.4	15.1	2.1
臨時的雇用者	100.0	13.4	2.2	10.9	16.7	38.0	5.9	24.2	48.6	28.4	20.2	6.1	5.5	1.6
パートタイム労働者	100.0	16.0	17.5	13.3	11.9	23.2	23.8	41.2	18.8	47.2	30.8	9.7	5.2	6.8
その他	100.0	14.9	16.1	13.8	20.3	15.3	17.6	22.0	15.8	41.4	21.0	7.9	6.1	9.1
平成19年														
正社員以外の労働者がいる	100.0	22.0	16.8	24.3	25.9	21.1	18.9	31.8	16.6	40.8	21.1	18.9	2.6	14.1
契約社員	100.0	18.2	10.6	43.6	38.3	15.6	6.4	4.5	5.0	28.3	8.1	11.0	2.4	13.2
嘱託社員	100.0	10.9	5.1	35.4	41.9	2.2	1.2	3.4	1.6	20.5	5.2	67.3	0.4	6.4
出向社員	100.0	23.5	2.6	47.9	48.8	2.6	0.6	1.5	1.9	8.9	4.5	3.2	0.1	34.9
派遣労働者	100.0	26.0	20.4	20.2	35.2	25.7	3.4	13.1	20.3	18.8	16.6	2.6	6.5	7.0
臨時的雇用者	100.0	14.7	3.0	22.9	21.9	23.5	12.0	29.2	35.1	27.2	15.4	9.5	0.8	0.7
パートタイム労働者	100.0	17.6	15.3	12.7	11.8	18.0	21.7	37.2	14.5	41.1	21.3	7.9	1.6	10.6
その他	100.0	20.8	14.5	15.9	13.1	23.6	16.1	16.9	16.7	36.2	14.8	8.9	1.7	14.2

注：1) 正社員以外のそれぞれの就業形態の労働者がいる事業所のうち、その就業形態の労働者を活用する理由を回答した事業所について集計した。

2) ここでいう「賃金」とは、基本給の他、通勤手当、時間外手当等の諸手当を含めたものをいう。

3) 「賃金以外の労務コスト」とは、健康保険等の事業主負担額、教育訓練・福利厚生関係等の費用をいう。

4) 平成19年の数値は、複数回答3つまでの回答を集計した割合である。